

健全化判断比率

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方財政の早期の健全化を図るために定められた指標です。

各地方公共団体の財政状況をチェックすることを目的とし、以下の4つの指標のうち、ひとつでも早期健全化基準以上だった場合、「財政健全化団体」に指定され、財政健全化に取り組むことが義務付けられています。さらに、ひとつでも財政再生基準以上だった場合は、「財政再生団体」に指定され、自主的な財政運営が制限されるとともに、国の監督下で財政再建に取り組むこととなります。

朝霞市ではいずれの指標も基準を下回っており、早期の健全化を求められる状況ではありません。

【実質赤字比率】

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計に赤字額がある場合に、その赤字額の程度を指標化したものです。

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
朝霞市	-	-	-	-	-	-	-
早期健全化基準	12.18	12.16	12.13	12.11	12.05	11.95	11.97
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

※実質赤字額がないため「-」と表記しています。

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率で、全会計の赤字や黒字を合算し、市全体として赤字額がある場合にその程度を指標化したものです。

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
朝霞市	-	-	-	-	-	-	-
早期健全化基準	17.18	17.16	17.13	17.11	17.05	16.95	16.97
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

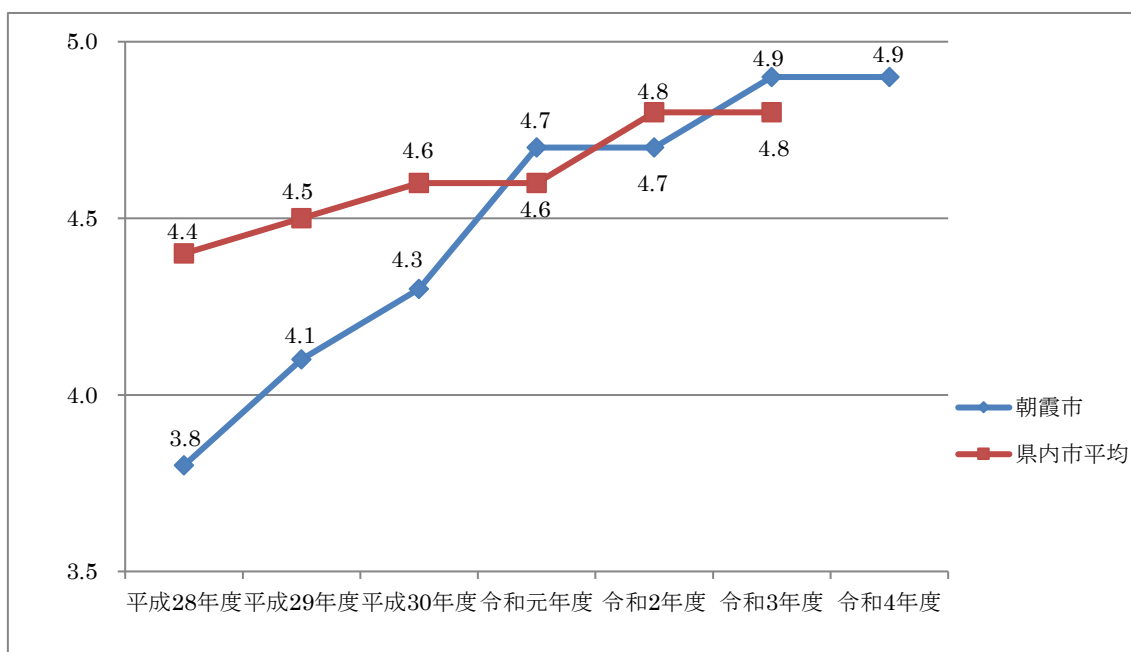
※連結実質赤字額がないため「-」と表記しています。

【実質公債費比率】

一般会計が負担する地方債の償還金等の標準財政規模に対する比率で、地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すものです。

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
朝霞市	3.8	4.1	4.3	4.7	4.7	4.9	4.9
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

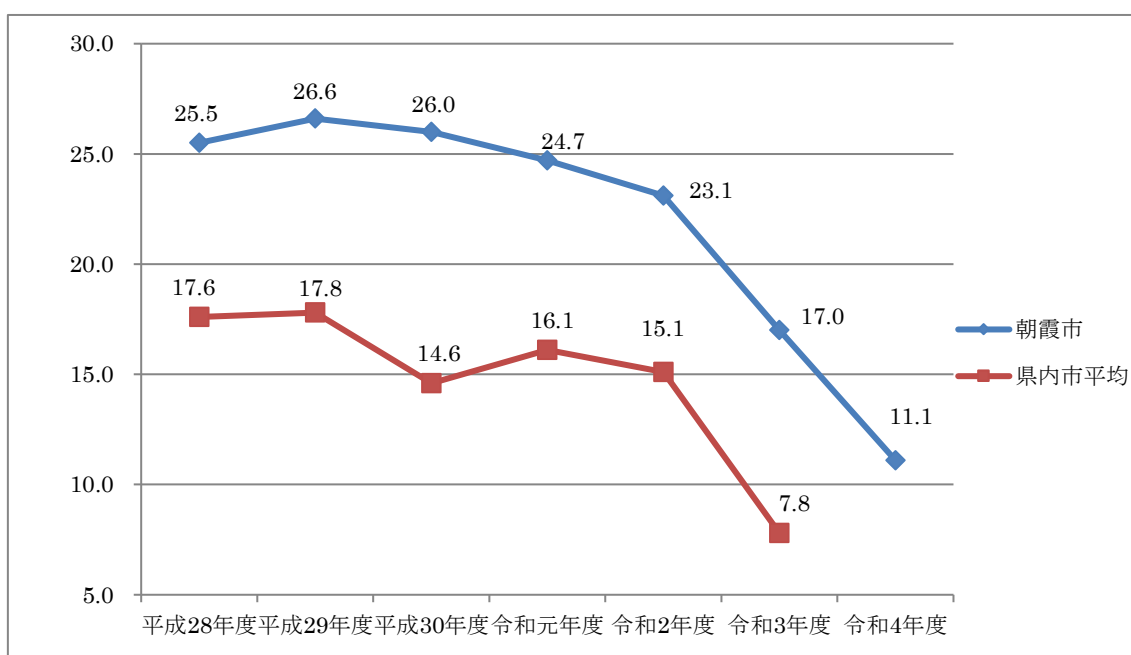


【将来負担比率】

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、地方債残高や市が将来負担する可能性のある負担を指標化し、将来の財政負担の程度を示すものです。

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
朝霞市	25.5	26.6	26.0	24.7	23.1	17.0	11.1
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
財政再生基準							



※標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態で収入できるだろう經常一般財源（毎年度継続的に収入される使いみちに制限のない収入）の規模を示すものです。標準財政規模は、次の算式により求められます。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

標準税収入額等…標準税率による税収入、地方譲与税、交通安全対策特別交付金

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
標準財政規模	23,577,204	23,867,884	24,374,531	24,611,558	25,585,443	27,105,446	26,804,502